

「中小企業緊急金融対策」について

昨年12月、本年6月の2度にわたり、原油・原材料価格高騰により影響を受けている県内中小企業に対策を講じてきた。
 その後、アメリカに端を発した金融市場の混乱が世界的に波及し、県内の実体経済にも大きな影響が生じる懸念があり、特に中小企業経営の先行きは予断を許さない状況になっている。
 このため、県では、年末、年度末に向け中小企業の資金需要を円滑化するため、以下の対策を11月4日（火）から実施する。

- 1 「緊急経済対策資金」の融資枠を確保
 - ・ 新規融資枠17億円を300億円に拡大
 対象業種を185業種から545業種に拡大（売上が減少している業種や仕入価格の上昇を転嫁できない業種を新たに追加）

- 2 新規融資（借換含む）の償還期間の特例措置
 償還期間の特例措置を次のとおり全て最長10年まで延長
 - ・ 緊急経済対策資金（現償還期間7年以内）
 - ・ 小口事業資金（同5年以内）
 - ・ 長期経営安定資金（運転資金）（同7年以内）

} 最長10年まで延長

- 3 新規融資（借換含む）の据置期間の特例措置
 - ・ 元金返済据置期間を現行の「6月以内～1年以内」から「2年以内」まで延長することにより、融資申込の際の選択の幅を広げ、資金繰りの円滑化を図る

- 4 民間金融機関及び政府系金融機関等に対し円滑な資金供給を要請

参考：新たな緊急経済対策資金の概要

融資対象	セーフティネット保証認定事業者等
資金用途	事業資金（災害等特定の場合以外は運転資金のみ）
限度額	5000万円
年利	1.60%
保証料率	0.25%～1.62%
融資期間	10年以内（据置2年以内）
担保	必要に応じ徴求
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要
受付機関	商工会議所、商工会、中央会（組合関係）
取扱金融機関	県が指定する金融機関